



スペースポート紀伊
公式エンブレム

使用に関する手引き

スペースポート紀伊
周辺地域協議会

©スペースワン株式会社

公式エンブレム

フチ無



©スペースワン株式会社

クレジットは必須です。
記載場所はエンブレムがS1社の著作物である
ことがわかる場所であれば構いません。

フチ有

©スペースワン株式会社



エンブレムと背景の境界が不明瞭な場合
(エンブレム外周と背景色が同系色の場合など) は
上記フチ有のエンブレムをご利用ください。

利用できる方

- 県内に本社が所在する事業者様
- 県内地方自治体

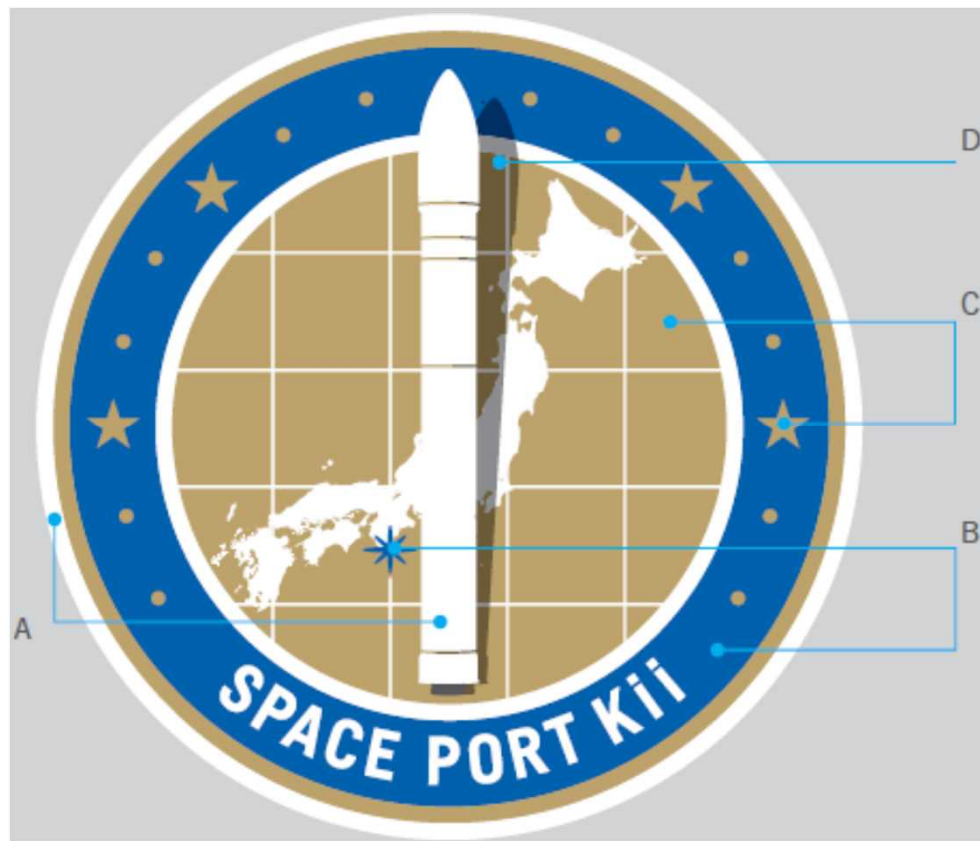
利用条件

- **国内利用**に限ります。
- 利用料金は**無料**です。
- あらかじめ**スペースポート紀伊応援事業者登録**を受けてください。

(※テレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が、放送又は記事等に利用する場合は事業者登録は不要です。)

カラー設定

このとおりのカラー設定と
してください。



A
C : 0
M : 0
Y : 0
K : 0
R : 0
G : 0
B : 0

B
C : 100 DIC : F46
M : 65
Y : 0 PANTONE : 2145C
K : 0
R : 0
G : 80
B : 190

C
C : 15 DIC : 2305
M : 25 ※金を使用する
Y : 60 場合は620
K : 15
PANTONE :
R : 200 7503C
G : 172 ※金を使用する
B : 97 場合は871C

D
K : 0
※乗算・透明度100%
R : 148
G : 148
B : 148
※乗算・透明度100%

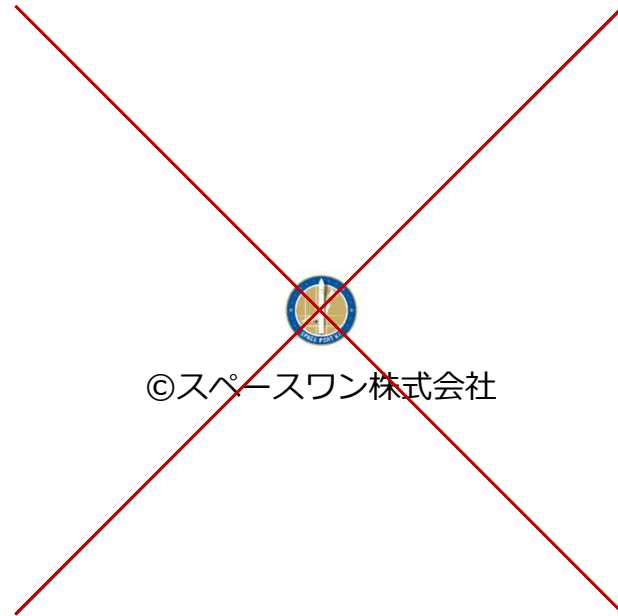
デザインルール①

縦横比は変えないでください



©スペースワン株式会社

視認性が損なわれる程の縮小は行わないでください。



©スペースワン株式会社

デザインルール②

色は変えないでください



©スペースワン株式会社

文字等を重ねないでください



©スペースワン株式会社

デザインルール③

イラストを改編しないでください

ロゴの一部と誤認されるような背景にしないでください。



©スペースワン株式会社



©スペースワン株式会社

スペーススポーツ紀伊応援事業者登録

- 事業者登録申請に必要な書類

チェックリスト記載の書類

利用対象物のイメージ画像（別記様式第6号の2）

（申請時は手書き、絵コンテレベルで構いません。
デザインが決定した際には、メール等でお知らせください。）

- 登録後、申請内容に変更がある場合は**変更申請が必要**です。（対象商品を追加する場合など）

- 使用実績について、**半期毎に実績報告が必要**です。

- エンブレムの**データ(ai,png)**は登録後にお渡しします。

事業者登録 申請先・問合せ先

- **田辺市、新宮市、西牟婁郡、東牟婁郡に本社が所在する県内事業者様**
- スペースポート紀伊周辺地域協議会 現地本部
- 〒649-4192
串本町西向359
- 電話：0735-72-2100
- 担当：岡野、宮本、青木

- **左記以外の地域に本社が所在する県内事業者様**
- 県庁産業技術政策課
- 〒640-8585
和歌山市小松原通1-1
- 電話：073-441-2373
- 担当：尾藤、脇谷

申請様式は以下のホームページから

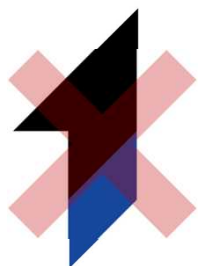
協議会HP <https://sites.google.com/view/spksacouncil>

県庁HP <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/063100/index.html>

注意事項

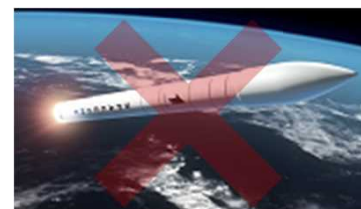
- 公式エンブレム以外の、スペースワン株式会社が知的財産権を有する画像や文字列などは**ご利用いただけません**。

スペースワン株式会社の企業ロゴやロケットのCGなどの画像
スペースワンやスペースポート紀伊、カイロスなどの文字列



SPACE ONE

K a i r o s



など

- 上記に使用について、協議会または県庁にお問い合わせくださいますしても、**お答えいたしかねます**のでご了承ください。